

WPPP 質問への回答

番号	項目	ページ	質問	回答
Q-001	実施要領	P6	02_亀山市下水道施設包括的民間業務委託実施要領 P.6 (4) 参加意思表明書等の提出 ③提出期間について 提出期間が「令和8年7月27日（水）～」と記載されていますが、令和8年7月27日は月曜日であるため、「令和8年7月27日（月）～」の誤記との理解でよろしいでしょうか。	ご質問のとおり参加意思表明書等の提出期間については、令和8年7月27日（月）から同年8月18日（火）までです。
Q-002	実施要領	P16	02_亀山市下水道施設包括的民間業務委託実施要領 P.16 物価変動について リスク分担表には『物価変動（一定の範囲内）は市が負担』とありますが、契約書案別記3の規定（±5%以上の変動で改定）を踏まえると、『一定の範囲内は事業者負担、一定の範囲を超える変動については市負担（スライド改定）』の誤記ではないでしょうか。見解をご教示ください。	ご質問のとおり、物価変動に関するリスク分担は、契約書（案）第48条および別記3「物価変動の判定方法」に基づき、判定基準を超えない物価変動は事業者負担、判定基準を超える物価変動は市負担（委託料改定＝スライドの協議対象）となります。 実施要領における「物価変動（一定の範囲内）は市が負担」との記載は、判定基準を超える物価変動が発生した場合に、市と事業者で委託料の変更について協議を行うことを想定した趣旨の記載です。
Q-003	実施要領	P16	02_亀山市下水道施設包括的民間業務委託実施要領 P.16 不可抗力について （本契約の定めにより付された保険によりてん補された部分を除く。）とありますが、保険への加入は必須でしょうか。またその場合、民間事業者が加入を義務付けられる予定の保険種別（賠償責任保険、財物保険等）および想定される填補限度額をご提示ください。また、その保険料相当額は、市が提示する「当初委託料（上限価格）」の中に100%内包（積算）されている認識でよろいかご教示ください。	契約書（案）P13第50条のとおり、保険への加入は必須です。保険種別としては、第三者賠償保険、火災保険、労働者災害保険、その他必要な保険を付保してください。 限度額については、一律の指定はありません。事業者において、業務内容を踏まえ適切な補償内容・限度額を設定してください。 また、その保険料相当額は契約上限金額に内包されている前提で提案価格をご検討ください。
Q-004	契約書（案）	P4	04_亀山市下水道施設包括的民間業務委託契約書（案） P.4 第13条 契約保証金について 契約保証金について、保証金の納付や亀山市契約規則第25条に基づく履行保証保険の締結は10 年一括は難しいため、毎年納付または毎年更新する形でよろしいでしょうか。	契約保証金については、契約を締結するために必要な保証金であるため、契約時に契約金額に応じて納付していただく必要があります。毎年納付や毎年更新するものではありません。 なお、契約保証金については、亀山市契約規則第25条により、全部又は一部を納付させないことができる場合があります。具体的手続・提出書類は契約締結時に市への確認をお願いします。
Q-005	契約書（案）	P5～P6、P23	04_亀山市下水道施設包括的民間業務委託契約書（案） P.5 P.6 P.23 第20条、第23条、第71条 運転、運転管理について 汚水中継ポンプ場（公共）、マンホールポンプ（公共、農集）、処理施設（農集）については、技術支援業務のみの対象と思慮されますが、各条に記載されている運転・運転管理の対象についてご教示ください。	事業期間中の運転及び運転管理の対象は、要求水準書P3に記載された通りとなります。 運転管理（維持管理業務）を行う対象施設は、管路施設のみとなります。
Q-006	契約書（案）	P7	04_亀山市下水道施設包括的民間業務委託契約書（案） P.7 第29条（再委託）について 技術支援業務の一括再委託は可能でしょうか。	事業者が統括・管理し責任を負う前提で技術支援業務を再委託することは可能です。再委託する場合は、その委託範囲、体制、責任分担を整理したうえで、市の事前承諾を受けてください。
Q-007	契約書（案）	P9	04_亀山市下水道施設包括的民間業務委託契約書（案） P.9 第35条2項,6項 破壊検査について 貴市及び検査員は事業者への通知により破壊検査をすることができ、その検査、復旧に要する費用は事業者が負担することとなっていますが、入札書類等に適合していた場合など状況に応じて協議に応じていただけると認識してよろしいですか。	検査結果が入札書類等に適合していた場合でも、費用負担の取扱いを変更することは想定していません。 なお、破壊検査を実施する必要があると認められる場合は、その理由を事業者へ通知し、目的物を最小限度破壊するもので、実施箇所や実施方法、復旧方法について事前に事業者と調整のうえ実施します。

WPPP 質問への回答

番号	項目	ページ	質問	回答
Q-008	契約書（案）	P28	04_亀山市下水道施設包括的民間業務委託契約書（案）P.28 別記3 物価変動の判定方法について 物価変動による改定について「普通作業員及び技術員の指標によって判定する」とされていま すが、労務単価に変動が生じた場合の具体的な費用算出方法（改定額の算定方法）をご教示ください。 また、改定対象経費については「実費精算する物件費以外の固定費」とされていますが、以下の費目の取り扱いについても併せてご教示ください。 ・機械器具損料 ・汚泥等の処分費 ・燃料費等の市場価格の影響を受ける費用 これらの費用について、物価変動によるスライド改定の対象となるのか、あるいは実費精算等 の別途調整を想定しているのかご教示願います。	具体的な費用算出方法については、業務委託契約書（案）P13 第48条第3項のとおり、甲乙協議のうえ、その額を定めるものです。 改定の対象経費については、「実費精算する物件費以外の固定費」となり、上記甲乙協議のうえ、決定するものです。 なお、汚泥等の処分については、緊急清掃の変動費において対応するものと考えています。
Q-009	契約書（案）	P28	04_亀山市下水道施設包括的民間業務委託契約書（案）P.28 別記3 物価変動の判定方法について 本件では「前回改定時の労務単価から±5.0%以上の変動が生じた場合」に改定を行うとされていますが、その設定根拠についてご教示ください。 公共工事におけるインフレスライド条項では、一般的に受注者負担分を除いた請負代金額の 1.5%を超える変動を対象として運用されている事例があります。一方、本件では 5.0%を採用 していることから、 ・1.5%等の基準ではなく5.0%を採用した理由 ・5.0%という閾値の設定根拠 ・想定しているリスク分担の考え方 についてご説明ください。	ご質問のとおり、物価変動が判定基準を超えない場合は、委託料の変更は行わないという整理になります。 軽微な変動まで都度スライド改定の対象とした場合、協議や事務手続が頻繁となり、安定的な業務運営および予算管理の観点から事務負担が過大となるため、判定基準以下の変動は「事業者の経営努力・効率化により吸収する範囲」として整理しています。 また、近年の公共工事設計労務単価および設計業務委託等技術者単価の変動実績、ならびに上記の考え方を総合的に勘案し、維持管理業務・その他業務は普通作業員、計画策定業務・技術支援業務は技術員を、それぞれ改定指標として設定しています。 なお、想定しているリスク分担の考え方は、判定基準内の物価変動は事業者負担とし、判定基準を超える物価変動が生じた場合は、契約書（案）第48条および別記3に基づき協議のうえ委託料の変更を行う（当該変更に係る費用負担は市側）というものです。
Q-010	要求水準書	P2	05_亀山市下水道施設包括的民間業務委託要求水準書 P.2 表11 ※ 1 に示される令和7年度以降の整備管理及び履行期間中整備管路に関する住民対応等の業務引継ぎのタイミング、方法について現時点での市の見解をご教授ください。また、引継ぎが工事検査完了後となる場合、我々が迅速かつ的確な対応を行うため、竣工図やGISデータ等の施設情報が引継ぎと同時に（遅滞なく）提供される仕組みとなっているか、併せてご教示ください。	業務引継ぎのタイミングは、整備した管渠区間の供用開始日とします。供用開始は、通常、整備した年度の最終日とすることが多いものの、年度途中に供用開始する場合があります。 施設情報の引継ぎについては、竣工図書は完成後、速やかに引き渡し可能です。一方、GISデータ等の台帳整備は、原則として施設完成の翌年度に実施します。
Q-011	要求水準書	P2、P29	05_亀山市下水道施設包括的民間業務委託要求水準書 P.2、P.29 表11、別紙1 令和 13 年度に予定されている井尻地区処理場の公共への統合に伴い、維持管理の対象施設や業務量が変動（処理施設の廃止等）すると想定されます。この際の委託料の変更（減額・増額 等）の算出ルールや協議のタイミングについて、現時点での市の見解をご教示ください。	委託料の変更については、事業者との協議により決定します。協議のタイミングとしては、各年度の業務数量や委託料は各年度別協定書により決定するため、井尻地区が公共下水道へ統合される年度の年度別協定書作成時となることを想定しています。なお、統合スケジュールについては現時点での予定であり、適宜事業者と共有を図ります。
Q-012	要求水準書	P4	05_亀山市下水道施設包括的民間業務委託要求水準書 P.4 1 業務実施体制 について 本業務を乙型共同企業体（JV）で受託し、例えば構成企業A社が点検業務を、構成企業B社が調 査業務を担うなど、別々の企業が同時期に異なる現場で作業を行う場合でも、共同企業体として選任した1名の主任技術者が全体の現場を総括管理する体制で要件を満たしますでしょうか。	要件は満たします。 主任技術者は現場管理者として1名を置くこととなっており、その者1名が本業務全体の現場管理を統括する体制となります。 なお、現場で必要となる作業主任者等の配置は適切に行ってください。
Q-013	要求水準書	P6	05_亀山市下水道施設包括的民間業務委託要求水準書 P.6 4 業務管理 （2） 市によるモニタリングの実施 について 市によるモニタリングの実施回数及び時期に関して想定をご教授ください。	実施回数や時期を定めていません。契約締結後、事業者が作成する維持管理計画や業務管理体制・セルフモニタリングを踏まえ協議のうえ実施する予定です。業務開始時のモニタリング、事業実施中のモニタリング、事業終了時のモニタリングを実施します。

WPPP 質問への回答

番号	項目	ページ	質問	回答
Q-014	要求水準書	P19	05_亀山市下水道施設包括的民間業務委託要求水準書 P.19 ⑤本管TVカメラ調査（側視あり） ５）判定基準 について 下水道法の改正により判定基準が改正されると思われますが、新基準の適用について現時点での市の見解をご教授ください。	調査の実施時期や判定基準については、現行のストックマネジメント計画（要求水準書別紙10）に基づき実施することとしています。下水道法の改定を踏まえ、計画を変更する必要がある場合は、事業者との協議のうえ、新基準への適用等の対応を図ります。
Q-015	要求水準書	P24	05_亀山市下水道施設包括的民間業務委託要求水準書 P.24 （1）①住民対応 について １）実施区域は亀山市内一円となっていますが、要求水準書P2表1－1に示される対象施設のうち管路施設に関することに限定されると解釈してよろしいでしょうか。	住民対応業務の対象とする施設は、管路施設（公共）、管路施設（農集）に限定されます。
Q-016	様式集	様式4	06_亀山市下水道施設包括的民間業務委託様式集 様式4『業務実績調書』 について 求められている同種業務の実績は、単一の契約実績で満たす必要がありますか。それとも、複数の契約実績を合算してすべての要件を満たせば要件適合と認められるのでしょうか。	単一の契約実績で全ての実績要件を満たす必要はありません。 各同種業務について、それぞれの履行実績が全種確認できれば実績要件適合と認められます。
Q-017	その他		共同企業体で参画する場合、協定書の提出は不要でしょうか。	参加意思表明書のタイミングで「様式3の2」の提出は求めますが、共同企業体としての協定書等の作成は不要です。しかし、契約締結時には、共同企業体との契約締結となるため、契約締結までに共同企業体としての契約関係(協定書等)を整備し、提出していただくこととなります。
Q-018	契約書（案）	P7	【該当箇所】委託契約書案 P 7 第29条 本業務の「主たる部分」「大部分」とは、何ををもって判断されますか（業務量比率・業務種別・作業工程のいずれか、又はその組合せ）。協力企業への一部再委託・技術協力が認められる業務量や範囲の目安があればお示しください。	業務量や対象業務範囲等について、主たる部分または大部分を判断する一律の目安の指定はありません。業務を実質的に担っているのか等を調査し、再委託の承諾について総合的に判断します。 事業者が統括・管理し責任を負う前提において一部の業務を再委託することは可能です。再委託する場合は、その委託範囲、体制、責任分担を整理したうえで、市の事前承諾を受けてください。
Q-019	契約書（案）	P13	【該当箇所】委託契約書案 P 13 第51条・第52条 第51条・第52条は乙が負担する損害賠償の上限を定めていないと理解しています。下水道管路に起因する第三者損害（道路陥没・浸水等）は多額となり得るため、乙が負担する損害賠償額の上限の設定、又は付保すべき第三者賠償保険の最低保険金額・条件の明示をご検討いただけないでしょうか。	限度額については、一律の指定はありません。事業者において、業務内容を踏まえ適切な補償内容・限度額を設定してください。
Q-020	契約書（案）	P16	【該当箇所】委託契約書案 P 16 第59条 第2号 連続2日又は年10日以上業務未実施による解除について、地震・風水害等の不可抗力に起因して実施できなかった日は、当該日数の算定から除外されるとの理解でよいご確認ください。除外されない場合、不可抗力時の協議・免責規定の追加をご検討いただけないでしょうか。	契約書（案）第59条は、「乙の責めに帰すべき事由により」との要件を前提としているため、不可抗力に起因して本業務の全部又は一部を実施できない期間については、原則として、同条に規定する不履行日数（例：連続2日以上、1年間で10日以上等）の算定に含めません。したがって、不可抗力時の協議・免責に関する規定について、現時点で追加の予定はありません。 なお、地震・風水害等の災害により対象施設が被災した場合は、要求水準書P.25「災害対応」に基づく業務の履行に加え、市へのご協力をお願いします。
Q-021	契約書（案）	P11	【該当箇所】委託契約書案 P 11 第43条 委託料の支払停止について、(1)前提となる「要求水準の未達」の判定基準（数値基準の有無）、(2)是正のための改善期間の最低保証日数、(3)支払停止期間の上限、をご教示ください。	要求水準の未達の判定基準は、要求水準書に定められた業務水準を遂行できない状態となります。水準書P21KPIの設定のとおり、事業者の提案に基づき市との協議により決定する管理資料及びKPIの設定後はそれも一つの判定基準となります。 また、改善通告に対する是正までの最低日数や支払停止期間の上限について、一律の指定はありません。改善すべき内容や影響度を踏まえ、合理的な期間を定める運用を想定しています。
Q-022	要求水準書	P28	【該当箇所】要求水準書 業務引継ぎ 前任業者からの引継ぎ期間中に、下水道台帳の不整合や未把握資産等の重大な不整合が発見された場合の取扱い（責任の分界、費用負担、要求水準・委託料の調整の可否）をご教示ください。	本業務は、第1期の包括的民間業務委託となるため、市からの業務引継ぎとなります。事業期間開始まで期間中に施設機能確認を行っていただきますが、把握されていない不具合を発見した場合は、速やかに市に報告してください。その対応について市は事業者と協議し、速やかに必要な措置を講じます。

WPPP 質問への回答

番号	項目	ページ	質問	回答
Q-023	契約書（案）	P16	【該当箇所】委託契約書案 P16 第59条 第5号 構成員の倒産手続開始申立て等による解除について、残存構成員が代替企業を確保して業務を継続するスキームが認められますか。認められる場合の手続をご教示ください。	残存構成員が代替企業を確保して業務を継続することは、市との協議により認められます。その手続きについても協議によるものです。 事業期間中に構成員による破産手続開始申立て等が生じた場合は、まずそのことにより本業務の履行に支障を及ぼすか否かについて、市との協議をお願いします。
Q-024	評価基準	P6	【該当箇所】提案評価基準 P 5 価格提案評価 評価点＝50点×最低提案額÷当該提案額について、(1)「最低提案額」は上限額を超過していない有効な提案の中の最低額を指すとの理解でよいか、(2)参加者が一者の場合はコスト評価を行わず持ち点150点×7割を最低基準とするとの理解でよいか、をご確認ください。	(1) 上限額を超過していない提案額について、価格提案評価を行うため、ご質問のとおり上限額を超過していない提案額の最低な価格が最低提案額となります。 (2) 参加者が一者の場合は、提案評価基準「参考見積金額の妥当性」を除く持ち点（150点）を合算した値の7割を最低基準点となり、最低基準点の判定にはコスト評価が含まれないことになります。なお、参考見積金額の妥当性については確認が必要と考えています。
Q-025	様式集	様式9	【該当箇所】様式集 様式9（配置予定技術者調書） 配置予定の管理技術者・照査技術者に求める技術士（総合技術監理部門又は上下水道部門－下水道）の要件、及び業務経歴の「同種業務」「類似業務」の定義（包括的民間委託の受託経験が必須か、ストックマネジメント計画策定・長寿命化等の単体実績で可か、求める件数・年度範囲）をご教示ください。	管理技術者・照査技術者の要件は、技術士（総合技術監理部門－下水道）又は技術士（上下水道部門－下水道）の資格を有する者で、かつ、直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）がある者です。 管理技術者・照査技術者に実績要件を求めるものではありませんが、主な業務履歴として平成28年度以降での下水道ストックマネジメント計画策定業務、下水道長寿命化計画策定業務の経歴がある場合は記載をお願いします。 また、経歴として包括的民間委託としての経歴は必須ではなく、単体の業務経歴も含めて記載してください。 同種業務・類似業務の定義については、必要に応じて、事前に市に確認を求めてください。
Q-026	契約書（案）	P28	【該当箇所】委託契約書案 別記3（物価変動の判定方法）／第33条 本業務は10年間の長期契約であり、燃料費・労務費・汚泥処分費・薬品費等の物価変動が維持管理業務の費用に直接影響します。別記3「物価変動の判定方法」及び第33条について、(1)改定の判定基準である「前回改定時から5%以上の変動」の設定根拠及び妥当性をご教示ください。公共工事設計労務単価は近年年率4～6%で上昇しており、5%到達まで改定されない場合、実質的に概ね2年に一度しか改定されず、受託者が長期にわたり据置単価で業務を継続する負担が生じ得ます。より小さい変動率（例：前年度比）や年次改定を採用する余地はありませんか。(2)改定の判定に用いる物価指標及び基準時点、改定の時期・頻度、受託者が改定を求める場合の手続（様式・提出時期）、契約期間中に複数回改定が生じる場合の累積の取扱い、をご教示ください。(3)維持管理業務の主要な費目（汚泥処分費・薬品費・燃料費等）がスライド改定の対象に含まれるか、現時点の市の見解をお示しく下さい。	判定基準の変更や改定の判定に用いる物価指標及び基準時点、改定の時期・頻度について変更をする予定はありません。維持管理業務等の委託料は、年度別協定書に定めることとしているため、年度別協定の協議・締結プロセスの中で反映するものとしています。複数回改定が生じる場合は、前回改定した年度の判定に用いる指標が基準となります。具体的な費用算出方法については、業務委託契約書（案）P13 第48条第3項のとおり、甲乙協議のうえ、その額を定めるものです。 改定の対象経費については、「実費精算する物件費以外の固定費」となり、上記甲乙協議のうえ、決定するものです。 なお、汚泥等の処分については、緊急清掃の変動費において対応するものと考えています。
Q-027	要求水準書	P22、P75	管路施設について、要求水準書の22ページには、点検。調査計画見直しを令和15年度に、修繕・改築計画見直しを令和12年度と令和17年度に行うものと記載されています。一方、別紙15の令和17年度に行う修繕・改築計画見直しの特記仕様書においては、設計条件に点検・調査計画も含まれる記載(有※)となっています(75ページ)。この相違について教えて ください。	ストックマネジメント計画（管路施設）については、以下のとおり実施する予定です。 点検・調査計画の策定（見直し）：令和15年度 修繕・改築計画の策定（見直し）：令和12年度、令和17年度 また、別紙15「令和17年度ストックマネジメント計画策定業務委託特記仕様書」に記載している「有※」は、本業務の範囲を点検・調査計画の策定（見直し）までに限定する趣旨ではありません。修繕・改築計画の策定・見直しを行う際の前提条件として参照すべき事項を示したものです。 なお、修繕・改築計画の検討過程で点検・調査計画の見直しが必要となる場合は、市と協議のうえ対応してください。
Q-028	要求水準書	P22、P75	ポンプ施設について、要求水準書の22ページには、点検。調査計画見直しを令和9年度に、修繕・改築計画見直しを令和12年度と令和17年度に行うものと記載されています。一方、別紙15の令和17年度に行う修繕・改築計画見直しの特記仕様書においては、設計条件に点検・調査計画も含まれる記載(有※)となっています(77ページ)。この相違について教えて ください。	ストックマネジメント計画（ポンプ施設）については、以下のとおり実施する予定です。 点検・調査計画の策定（見直し）：令和9年度 修繕・改築計画の策定（見直し）：令和12年度、令和17年度 また、別紙15「令和17年度ストックマネジメント計画策定業務委託特記仕様書」に記載している「有※」は、本業務の範囲を点検・調査計画の策定（見直し）までに限定する趣旨ではありません。修繕・改築計画の策定・見直しを行う際の前提条件として参照すべき事項を示したものです。 なお、修繕・改築計画の検討過程で点検・調査計画の見直しが必要となる場合は、市と協議のうえ対応してください。

WPPP 質問への回答

番号	項目	ページ	質問	回答
Q-029	実施要領	P16	実施要領P16に記載のあるリスク分担表にあります物価変動について一定の範囲内で市が負担と あります。業務委託契約書(案)28ページ別記3物価変動の判定方法について前回改定時の労務 単価から±7.0%以上の変動が生じているかとの記載があり、技術員単価の7.0%以上変動がない 場合、労務単価の見直しは行わないとの認識であつておりますでしょうか。また、普通作業員± 5%技術員±7.0%とされた根拠について教えていただけないでしょうか	ご質問のとおり、物価変動が判定基準を超えない場合は、委託料の変更は行わないという整理になります。 軽微な変動まで都度スライド改定の対象とした場合、協議や事務手続が頻繁となり、安定的な業務運営および予算管理の観点から事務負担が過大となるため、判定基準以下の変動は「事業者の経営努力・効率化により吸収する範囲」として整理しています。 また、近年の公共工事設計労務単価および設計業務委託等技術者単価の変動実績、ならびに上記の考え方を総合的に勘案し、維持管理業務・その他業務は普通作業員、計画策定業務・技術支援業務は技術員を、それぞれ改定指標として設定しています。